



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号 2804 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 責任限定契約

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 27 条及び第 34 条の規定を変更するものであります。

なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 補欠監査役

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款第 7 条及び第 36 条の規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 <条文省略></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により自己の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第8条～第26条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>② <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第30条～第33条 <条文省略></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <条文省略></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>第35条 <条文省略></p>	<p>第1条～第6条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第7条～第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>第29条～第32条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 <現行どおり></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>第34条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>剰余金の配当</u>) <u>第36条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第37条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) <u>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>第37条 <現行どおり></p>

以 上